平成２８年（フ）第１２７号
埼玉県川口市南前川１丁目８番５号
破産者　梶原　英樹
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５９号
奈良市大宮町４丁目310番地の３　米田ビル302号
破産者　福島　宗昭
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１６号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　９－204
破産者　松本　信夫
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第５号
広島県東広島市西条町西条東1051番地　丸ビル513号
破産者　山本　和昭
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１号
函館市松陰町32番１号
破産者　石川サダ子
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３号
北海道旭川市春光台４条３丁目16番10号
破産者　川浪　　優
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９３号
福島県南相馬市鹿島区川子字割田41番地ビッグイン南相馬、開始決定時及び住民票上の住所青森市小柳６丁目４番７号
破産者　佐々木晃浩
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５２号
宮城県柴田郡村田町大字村田字末広町23番地
破産者　高橋　甚治
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第１８３５号
横浜市青葉区梅が丘25番地11　梅が丘ハイツ102
破産者　大谷　真弓
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６５号
神奈川県海老名市河原口４丁目６番８－406号
破産者　久恒　薫子
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３号
静岡県沼津市下香貫島郷2975番地の12
破産者　山本　裕美
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２９６号
静岡県富士宮市小泉2418番地の４
破産者　佐野　邦夫
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１０号
静岡県浜松市中区和合町315番地の161　山本ハイツ102号、前住所静岡県浜松市中区中沢町９番11号
破産者　六井　　堅
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１２９８号
愛知県北名古屋市片場白山30番地２
破産者　渡邊　清文
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０５７号
京都市山科区大宅早稲ノ内町49番地　エステート京和103号、前住所京都市南区吉祥院池田町６番地９
破産者　内田　祐輔
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６４号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台17―302号
破産者　渡部　光士
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５４号
大阪市住吉区東粉浜１丁目４番７号　シャトル塚西203号
破産者　竹田　繁浩
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５５号
奈良県葛城市大屋12番地の６、開始決定時の住所奈良県桜井市大字戒重192番地の１
破産者　ライフハートこと　山本　郁代
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２５０号
高知市新屋敷２丁目21番３号
破産者　尾前　和明
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係